（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十一　略］ 四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪 ［四十三～五十八　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～四十一　同上］ 四十二　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十二条第一号若しくは第二号、第五十四条第一号又は第五十六条第一号（第十条に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪 ［四十三～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。